

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益をを図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

平成 年 月 日

申請者 住所
氏名 法人等にあつては名称
及び代表者の氏名 印

様式第1-1（特許、実用新案、意匠及び商標（冒認対策商標以外）の申請用）

平成 年 月 日

公益財団法人奈良県地域産業振興センター
理事長 荒井 正吾 様

申請者 住所
氏名 法人等にあつては名称
及び代表者の氏名 印

平成26年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金
（奈良県中小企業外国出願支援事業）
間接補助金交付申請書

中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業外国出願支援事業）第6条第1項の規定に基づき、上記間接補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、適正化法、適正化法施行令、中小企業知的財産活動支援事業費補助金交付要綱（中小企業外国出願支援事業）（20140318特第4号）及び中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業外国出願支援事業）（20140318特第5号）の定めるところに従うことを承知の上申請します。

記

1. 申請者種別（いずれかに○）

<input type="checkbox"/>	①法人
<input type="checkbox"/>	②個人事業者
<input type="checkbox"/>	③事業協同組合等

2. 申請者の概要

資本金	従業員数	業種
千円	人	

3. 間接補助金交付申請額

円

(内訳)

(単位：円)

国名／合計	外国特許庁への出願手数料	現地代理人費用	国内代理人費用	翻訳費用	国別計／合計
外国出願経費合計					
助成対象経費					
間接補助金申請額					

※国別の外国出願経費の内訳、内訳項目ごとの助成対象経費及び間接補助金申請額を記載。

4. 申請案件種別（いずれかに○）

(外国出願)

<input type="checkbox"/>	①特許出願
<input type="checkbox"/>	②実用新案登録出願
<input type="checkbox"/>	③意匠登録出願
<input type="checkbox"/>	④商標登録出願

(参考：国内出願)

<input type="checkbox"/>	①特許出願
<input type="checkbox"/>	②実用新案登録出願
<input type="checkbox"/>	③意匠登録出願
<input type="checkbox"/>	④商標登録出願
<input type="checkbox"/>	⑤PCT出願

5. 外国特許庁への出願の方法（いずれかに○）

	①パリ条約等に基づき、外国特許庁への出願を行う方法
	②特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（ <u>国内出願を基礎として行ったPCT出願を同国の国内段階に移行する方法</u> ）
	③特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（ <u>PCT出願を同国の国内段階に移行する方法</u> ）
	④マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁への出願を行う方法

6. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願の内容

出願番号	
出願日	
出願人	
発明の名称	
発明の内容	

※「5.」で②に○を付した場合には、基礎とした国内出願とPCT出願の両方をそれぞれ明記してください。

※「発明の名称」及び「発明の内容」の欄は、実用新案登録出願の場合には「考案の名称」及び「考案の内容」に、意匠登録出願の場合には「意匠に係る物品」及び「意匠の内容」に、商標登録出願の場合には「商標登録を受けようとする商標」及び「商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務」に、それぞれ変更して明記してください。

※外国特許庁への出願の基礎となる国内出願が既に登録を受けている場合には、「出願番号」の欄は「登録番号」に、「出願日」の欄は「登録日」に、「出願人」の欄は「権利者」に、それぞれ変更して明記してください。

※基礎となる国内出願が複数ある場合には、それぞれ明記してください。

7. 外国特許庁への出願に関する出願計画の内容

発明の名称	
発明の内容	
出願人	
発明者	
出願（予定）国	
出願スケジュール	

※「出願人」及び「発明者」の欄は、全ての出願人や全ての発明者を明記してください。

※「発明の名称」、「発明の内容」及び「発明者」の欄は、実用新案登録出願の場合には「考案の名称」、「考案の内容」及び「考案者」に、意匠登録出願の場合には「意匠に係る物品」、「意匠の内容」及び「意匠の創作をした者」に、商標登録出願の場合には「商標登録を受けようとする商標」、「商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務」及び（「発明者」の欄は不要）に、それぞれ変更して明記してください。

8. 外国特許庁への出願の動機・目的

--

9. 出願（予定）国における事業展開計画（出願（予定）国を選んだ理由も含む）

--

10. 出願する技術、創作等を活かした製品等の概要

--

11. 出願の新規性、進歩性、創作性等（先行・類似調査の状況を含む。）

--

12. 過去における出願実績及び権利取得状況（国内及び外国）

--

13. 外国特許庁への出願を依頼する国内弁理士等（選任弁理士）

※選任弁理士に依頼しない場合にはその旨及び選任弁理士に依頼する場合と同等の書類（間接補助金交付の必要書類）を自らの責任で補助事業者（センター）あてに提出できる旨を記入。

(選任弁理士による本事業への協力に関する承諾状況は別紙のとおり)

14. 間接補助事業完了後の状況調査に対する積極的な協力の有無（いずれかに○）

有		無	
---	--	---	--

15. 外国特許庁への出願に関する他の公的機関の助成制度の利用予定の有無（いずれかに○）

有		無	
---	--	---	--

(有の場合のその内容)

--

16. 担当者及び連絡先

担当者（職名及び氏名）			
電話番号		メールアドレス	

様式第 1 - 1 の別紙 (選任弁理士に依頼しない場合は不要)

平成 年 月 日

公益財団法人奈良県地域産業振興センター

理事長 荒井 正吾 様

(申請者)

選任弁理士 住所

氏名 法人等にあつては名称

及び選任弁理士の氏名 印

平成 26 年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金 (奈良県中小企業外国出願支援事業) への
協力承諾書

(申請者名) による平成 26 年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金 (奈良県中小企業外国出願支援事業) 間接補助金交付申請にあたり、同補助金の交付にかかる諸手続について、下記事項に協力することを承諾いたします。

記

協力事項

1. 外国出願完了後の補助事業者 (センター) 宛ての実績報告における下記書類の提出
 - (1) 外国特許庁からの出願受理に関する応答書類
 - ①外国特許庁からの出願受理通知書等 (出願日・出願番号記載のもの)
 - ※マドリッド協定議定書に基づく国際商標出願の場合
 - ①国際商標出願 (マドプロ出願) の願書 (【MM2】 Page 1 ~ 7) 及び付随書類
 - ②日本国特許庁長官発行の商標法第 6 8 条の 3 第 3 項に基づく通知
 - ③国際事務局 (WIPO) 発行の「国際登録証明書」(CERTIFICATE OF REGISTRATION)
 - (2) 外国特許庁への出願に関する経費の支出根拠及び支払実績となる書類
 - ①現地代理人からの請求書 (銀行口座名・口座番号及び助成対象経費内訳記載のもの)
 - ②現地代理人への送金金融機関発行の送金計算書・送金実行通知書
 - ③送金時の為替レートが客観的にわかる金融機関の為替レート表
 - ④外国特許庁への出願手数料 (オフィシャルフィー) のエビデンス (領収書、料金表等)
 - ⑤翻訳費用の「1WORD の単価×WORD の数」等の内訳を明示する書類
 - ⑥その他、外国特許庁への出願に関する経費のエビデンス (請求書、領収書等)
 - ⑦「実績報告書」の「2. 間接補助事業の収支決算 (ロ) 経費の内訳」における経費区分ごとに出願国ごとの計算過程及び助成対象経費か否かわかる内訳書
 - ※マドリッド協定議定書に基づく国際商標出願の場合
 - ①国際事務局 (WIPO) への送金に係る金融機関の送金計算書・送金実行通知書等
 - ②国際事務局 (WIPO) 発行の国際手数料の領収書 (QUITTANCE/RECEIPT)
 - ③翻訳費用の「1WORD の単価×WORD の数」等の内訳を明示する書類
 - ④その他、外国特許庁への出願に関する経費のエビデンス (請求書、領収書等)
 - ⑤「実績報告書」の「2. 間接補助事業の収支決算 (ロ) 経費の内訳」における経費区分ごとに出願国ごとの計算過程及び助成対象経費か否かわかる内訳書
2. 上記提出書類における日本語以外の言語の日本語訳の提出
3. 申請者・補助事業者 (センター) からの上記提出書類に関する修正や問合せ等への対応
4. その他、補助事業者 (センター) が公募時等において予め提示している事項

なお、上記協力の不実施により補助事業者 (センター) 宛ての実績報告に不備があった場合には、私の責任において (申請者名) が被った同補助金交付に関する不利益を補償することに同意します。

	添付書類
法人	<ol style="list-style-type: none"> 1. 登記簿謄本の写し 2. 会社の事業概要（注1） 3. 役員等名簿（注2） 4. 直近2期分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）等の写し 5. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 6. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等の写し（注3） 7. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等） 8. 先行技術調査等の結果（注4） 9. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し 10. 県税（全税目）の滞納がないことの証明 11. 暴力団排除に関する誓約事項（別紙） 12. その他補助事業者（センター）が定める事項
個人事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民票の写し 2. 事業者の概要（注1） 3. 役員等名簿（注2） 4. 直近2年分の確定申告書の控え 5. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 6. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等の写し（注3） 7. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等） 8. 先行技術調査等の結果（注4） 9. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し 10. 県税（全税目）の滞納がないことの証明 11. 暴力団排除に関する誓約事項（別紙） 12. その他補助事業者（センター）が定める事項
事業協同組合等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 定款 2. 役員等名簿（注2） 3. 組合員名簿 4. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 5. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等の写し（注3） 6. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等） 7. 先行技術調査等の結果（注4） 8. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し 9. 県税（全税目）の滞納がないことの証明 10. 暴力団排除に関する誓約事項（別紙） 11. その他補助事業者（センター）が定める事項

（注1）法人における「会社の事業概要」及び個人事業者における「事業者の概要」については、それぞれ事業概要が明記されているパンフレットによる代用が可能。

（注2）「役員等名簿」については、別添を参考に、法人である場合は役員、個人事業者である場合はその者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者について記載する。

（注3）「見積書等の写し」については、現地代理人費用の支出予定先の明記が必要（翻訳費用等についても、国内代理人が他者に依頼する場合は、支出予定先を明記）。

（注4）「先行技術調査等の結果」については、調査結果のみならず、調査種類、調査対象範囲、調査実施者等も記載する。また、PCT出願に関する国際調査報告書の写し、国内出願がすでに登録査定となっている場合は特許査定通知等の写し（商標登録出願の場合は除く）による代用が可能。

様式第 1 - 1 の別添

役員等名簿（記載例）

氏名カナ	氏名漢字	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			
クレン ジッシ	訓練 実施	S	30	03	04	M	株式会社訓練	代表取締役社長
トウホク イロウ	東北 一郎	S	40	01	01	M	株式会社訓練	常務取締役
カンサイ ジロウ	関西 次郎	S	45	12	24	F	株式会社訓練	取締役営業本部長

（注）

役員等名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）、会社名及び役職名を記載する。（上記記載例参照）。

また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

平成 年 月 日

公益財団法人奈良県地域産業振興センター
理事長 荒井 正吾 様

申請者 住所
氏名 法人等にあつては名称
及び代表者の氏名 印

平成 2 6 年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金
(奈良県中小企業外国出願支援事業)
間接補助金交付申請書

中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領(中小企業外国出願支援事業)第 6 条第 1 項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、適正化法、適正化法施行令、中小企業知的財産活動支援事業費補助金交付要綱(中小企業外国出願支援事業)(20140318特第4号)及び中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領(中小企業外国出願支援事業)(20140318特第5号)の定めるところに従うことを承知の上申請します。

記

1. 申請者種別(いずれかに○)

<input type="checkbox"/>	①法人
<input type="checkbox"/>	②個人事業者
<input type="checkbox"/>	③事業協同組合等

2. 申請者の概要

資本金	従業員数	業種
千円	人	

3. 間接補助金交付申請額

_____ 円

(内訳)

(単位：円)

国名/合計	外国特許庁への出願手数料	現地代理人費用	国内代理人費用	翻訳費用	国別計/合計
外国出願経費合計					
助成対象経費					
間接補助金申請額					

※国別の外国出願経費の内訳、内訳項目ごとの助成対象経費及び間接補助金申請額を記載。

4. 申請案件種別

冒認対策商標

5. 外国特許庁への出願の方法（いずれかに○）

	①パリ条約等に基づき、外国特許庁への出願を行う方法
	②マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁への出願を行う方法

6. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願の内容

出願番号	
出願日	
出願人	
商標登録を受けようとする商標	
商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務	

※外国特許庁への出願の基礎となる国内出願が既に登録を受けている場合には、「出願番号」の欄は「登録番号」に、「出願日」の欄は「登録日」に、「出願人」の欄は「権利者」に、それぞれ変更して明記してください。

※基礎となる国内出願が複数ある場合には、それぞれ明記してください。

7. 外国特許庁への出願に関する出願計画の内容

商標登録を受けようとする商標	
商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務	
出願人	
出願（予定）国	
出願スケジュール	

※「出願人」の欄は、全ての出願人を明記してください。

8. 外国特許庁への出願の動機・目的（○を付すとともに説明を記載）

	① 外国における冒認出願を防止するため
--	---------------------

(説明)

--

9. 出願（予定）国を選んだ理由

--

10. 出願する商標を使用する製品等の概要

--

11. 出願（予定）国における先行・類似調査の状況

--

12. 過去における商標登録出願の実績及び権利取得状況（国内及び外国）

--

13. 外国特許庁への出願を依頼する国内弁理士等（選任弁理士）

※選任弁理士に依頼しない場合にはその旨及び選任弁理士に依頼する場合と同等の書類（間接補助金交付の必要書類）を自らの責任で補助事業者（センター）宛てに提出できる旨を記入。

<p>(選任弁理士による本事業への協力に関する承諾状況は別紙のとおり)</p>

14. 間接補助事業完了後の状況調査に対する積極的な協力の有無（いずれかに○）

有		無	
---	--	---	--

15. 外国特許庁への出願に関する他の公的機関の助成制度の利用予定の有無（いずれかに○）

有		無	
---	--	---	--

(有の場合のその内容)

--

16. 担当者及び連絡先

担当者（職名及び氏名）			
電話番号		メールアドレス	

様式第 1 - 2 の別紙 (選任弁理士に依頼しない場合は不要)

平成 年 月 日

公益財団法人奈良県地域産業振興センター

理事長 荒井 正吾 様

(申請者)

選任弁理士 住所

氏名 法人等にあつては名称

及び選任弁理士の氏名 印

平成 26 年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金 (奈良県中小企業外国出願支援事業) への
協力承諾書

(申請者名) による平成 26 年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金 (奈良県中小企業外国出願支援事業) 間接補助金交付申請にあたり、同補助金の交付にかかる諸手続について、下記事項に協力することを承諾いたします。

記

協力事項

1. 外国出願完了後の補助事業者 (センター) 宛ての実績報告における下記書類の提出
 - (1) 外国特許庁からの出願受理に関する応答書類
 - ①外国特許庁からの出願受理通知書等 (出願日・出願番号記載のもの)
 - ※マドリッド協定議定書に基づく国際商標出願の場合
 - ①国際商標出願 (マドプロ出願) の願書 (【MM2】 Page 1 ~ 7) 及び付随書類
 - ②日本国特許庁長官発行の商標法第 6 8 条の 3 第 3 項に基づく通知
 - ③国際事務局 (WIPO) 発行の「国際登録証明書」(CERTIFICATE OF REGISTRATION)
 - (2) 外国特許庁への出願に関する経費の支出根拠及び支払実績となる書類
 - ①現地代理人からの請求書 (銀行口座名・口座番号及び助成対象経費内訳記載のもの)
 - ②現地代理人への送金金融機関発行の送金計算書・送金実行通知書
 - ③送金時の為替レートが客観的にわかる金融機関の為替レート表
 - ④外国特許庁への出願手数料 (オフィシャルフィー) のエビデンス (領収書、料金表等)
 - ⑤翻訳費用の「1WORD の単価×WORD の数」等の内訳を明示する書類
 - ⑥その他、外国特許庁への出願に関する経費のエビデンス (請求書、領収書等)
 - ⑦「実績報告書」の「2. 間接補助事業の収支決算 (ロ) 経費の内訳」における経費区分ごと出願国ごとの計算過程及び助成対象経費か否かわかる内訳書
 - ※マドリッド協定議定書に基づく国際商標出願の場合
 - ①国際事務局 (WIPO) への送金に係る金融機関の送金計算書・送金実行通知書等
 - ②国際事務局 (WIPO) 発行の国際手数料の領収書 (QUITTANCE/RECEIPT)
 - ③翻訳費用の「1WORD の単価×WORD の数」等の内訳を明示する書類
 - ④その他、外国特許庁への出願に関する経費のエビデンス (請求書、領収書等)
 - ⑤「実績報告書」の「2. 間接補助事業の収支決算 (ロ) 経費の内訳」における経費区分ごと出願国ごとの計算過程及び助成対象経費か否かわかる内訳書
2. 上記提出書類における日本語以外の言語の日本語訳の提出
3. 申請者・補助事業者 (センター) からの上記提出書類に関する修正や問合せ等への対応
4. その他、補助事業者 (センター) が公募時等において予め提示している事項

なお、上記協力の不実施により補助事業者 (センター) 宛ての実績報告に不備があった場合には、私の責任において (申請者名) が被った同補助金交付に関する不利益を補償することに同意します。

	添付書類
法人	<ol style="list-style-type: none"> 1. 登記簿謄本の写し 2. 会社の事業概要 3. 役員等名簿（注1） 4. 直近2期分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）等の写し 5. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 6. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等の写し（注2） 7. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等） 8. 先行・類似調査の結果（注3） 9. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し 10. 県税（全税目）の滞納がないことの証明 11. その他補助事業者（センター）が定める事項
個人事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民票の写し 2. 事業者の概要 3. 役員等名簿（注1） 4. 直近2年分の確定申告書の控え 5. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 6. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等の写し（注2） 7. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等） 8. 先行・類似調査等の結果（注3） 9. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し 10. 県税（全税目）の滞納がないことの証明 11. その他補助事業者（センター）が定める事項
事業協同組合等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 定款 2. 役員等名簿（注1） 3. 組合員名簿 4. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 5. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等の写し（注2） 6. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等） 7. 先行・類似調査等の結果（注3） 8. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し 9. 県税（全税目）の滞納がないことの証明 10. その他補助事業者（センター）が定める事項

（注1）「役員等名簿」については、別添を参考に、法人である場合は役員、個人事業者である場合はその者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者について記載する。

（注2）「見積書等の写し」については、現地代理人費用の支出予定先の明記が必要（翻訳費用等についても、国内代理人が他者に依頼する場合は、支出予定先を明記）。

（注3）「先行・類似調査等の結果」については、調査結果のみならず、調査種類、調査対象範囲、調査実施者等も記載する。

様式第 1 - 2 の別添

役員等名簿（記載例）

氏名カナ	氏名漢字	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			
クレン ジッシ	訓練 実施	S	30	03	04	M	株式会社訓練	代表取締役社長
トウホク イロウ	東北 一郎	S	40	01	01	M	株式会社訓練	常務取締役
カンサイ ジロウ	関西 次郎	S	45	12	24	F	株式会社訓練	取締役営業本部長

（注）

役員等名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）、会社名及び役職名を記載する。（上記記載例参照）。

また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

法人等にあつては名称
及び代表者の氏名 宛て

公益財団法人奈良県地域産業振興センター
理事長 荒井 正吾

平成 2 6 年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金
(奈良県中小企業外国出願支援事業)
間接補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け第 号をもって申請のありました平成 2 6 年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金(奈良県中小企業外国出願支援事業)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号。以下「適正化法」という。)第 6 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、適正化法第 8 条の規定に基づき通知します。

記

1. 間接補助金の交付の対象となる事業の内容は、平成 年 月 日付け第 号で申請のありました平成 2 6 年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金(奈良県中小企業外国出願支援事業)間接補助金交付申請書(以下「交付申請書」という。)記載のとおりとします。
2. 外国出願経費、助成対象経費及び間接補助金の額は、次のとおりとします。

外国出願経費	円
助成対象経費	円
間接補助金の額	円

ただし、間接補助事業の内容が変更された場合における外国出願経費、助成対象経費及び間接補助金の額については、別に通知するところによるものとします。
3. 間接補助金の額の確定は、助成対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額とします。
4. 間接補助事業者となる中小企業者は、適正化法、適正化法施行令、中小企業知的財産活動支援事業費補助金交付要綱(中小企業外国出願支援事業)(20140318特第4号)及び中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領(中小企業外国出願支援事業)(20140318特第5号)。以下「実施要領」という。)の定めるところに従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

 - (1) 適正化法第 1 7 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による交付決定の取消し、第 1 8 条第 1 項の規定による補助金等の返還又は第 1 9 条第 1 項の規定による加算金の納付
 - (2) 適正化法第 2 9 条から第 3 2 条(地方公共団体の場合は第 3 1 条)までの規定による罰則
 - (3) 相当の期間間接補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
 - (4) 間接補助事業者となる中小企業者等の名称及び不正の内容の公表
5. 間接補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、実施要領の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。
6. 間接補助事業者となる中小企業者から補助事業者(センター)への必要書類の提出については、外国特許庁への出願業務を国内弁理士等に依頼する場合には、交付申請書別紙

の協力承諾書記載の協力事項につき国内弁理士等の協力を得なければならず、また、自ら現地代理人に直接依頼する場合には、交付申請書別紙様式の協力承諾書記載の協力事項を自ら行わなければなりません。

7. 国及び補助事業者（センター）等が行う間接補助事業完了後の状況調査に対し、積極的に協力しなければなりません。

8. 実施要領第8条から第16条、第18条、第19条、第21条及び第23条に掲げる条件を遵守しなければなりません。

平成 年 月 日

公益財団法人奈良県地域産業振興センター
理事長 荒井 正吾 様

間接補助事業者 住所
氏名 法人等にあつては名称
及び代表者の氏名 印

平成 2 6 年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金
(奈良県中小企業外国出願支援事業) 間接補助金
計画変更 (等) 承認申請書

中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領 (中小企業外国出願支援事業) 第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、計画変更 (等) について下記のとおり申請します。

記

1. 変更の内容
2. 変更を必要とする理由
3. 変更が間接補助事業に及ぼす影響
4. 変更後の間接補助金交付申請額

_____ 円

(内訳)

(単位：円)

国名／合計	外国特許庁への出願手数料	現地代理人費用	国内代理人費用	翻訳費用	国別計／合計	
	変更前					
	変更後					
	変更前					
	変更後					
外国出願経費合計	変更前					
	変更後					
助成対象経費	変更前					
	変更後					
間接補助金額	変更前					
	変更後					

※国別の外国出願経費の内訳、内訳項目ごとの助成対象経費及び間接補助金額を記載。

(注) 間接補助金交付申請額を変更する場合は、対応する「外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等の写し」と「外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画 (自己資金・借入金等)」を添付すること。

(注) 中止又は廃止にあつては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

様式第4

平成 年 月 日

公益財団法人奈良県地域産業振興センター
理事長 荒井 正吾 様

間接補助事業者 住所
氏名 法人等にあつては名称
及び代表者の氏名 印

平成26年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金
(奈良県中小企業外国出願支援事業) 間接補助金
事故報告書

中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領(中小企業外国出願支援事業)第13条の規定に基づき、間接補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

1. 事故の原因及び内容
2. 事故に係る金額 円
3. 事故に対して採った措置
4. 間接補助事業の遂行及び完了の予定

様式第 5

平成 年 月 日

公益財団法人奈良県地域産業振興センター
理事長 荒井 正吾 様

間接補助事業者 住所
氏名 法人等にあつては名称
及び代表者の氏名 印

平成 2 6 年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金
(奈良県中小企業外国出願支援事業) 間接補助金
状況報告書

中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領(中小企業外国出願支援事業)第 1 4 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 間接補助事業の遂行状況
2. 助成対象経費の区分別収支概要

公益財団法人奈良県地域産業振興センター
理事長 荒井 正吾 様

間接補助事業者 住所
氏名 法人等にあつては名称
及び代表者の氏名 印

平成 2 6 年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金
(奈良県中小企業外国出願支援事業) 間接補助金
実績報告書

中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領(中小企業外国出願支援事業)第 1 5 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した間接補助事業

(1) 外国特許庁への出願の種別 (いずれかに○)

(外国出願)

<input type="checkbox"/>	①特許出願
<input type="checkbox"/>	②実用新案登録出願
<input type="checkbox"/>	③意匠登録出願
<input type="checkbox"/>	④商標登録出願

(参考:国内出願)

<input type="checkbox"/>	①特許出願
<input type="checkbox"/>	②実用新案登録出願
<input type="checkbox"/>	③意匠登録出願
<input type="checkbox"/>	④商標登録出願
<input type="checkbox"/>	⑤ P C T 出願

(2) 外国特許庁への出願の方法 (いずれかに○)

<input type="checkbox"/>	①パリ条約等に基づき、外国特許庁への出願を行う方法
<input type="checkbox"/>	②特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法 (国内出願を基礎として行つた P C T 出願を同国の国内段階に移行する方法)
<input type="checkbox"/>	③特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法 (P C T 出願を同国の国内段階に移行する方法)
<input type="checkbox"/>	④マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁への出願を行う方法

(3) 外国特許庁への出願内容等

外国特許庁への出願内容 (概要)		
外国特許庁への出願国名	外国特許庁への出願番号	外国特許庁への出願日
共同出願における持分割合及び費用負担割合 ※共同出願の場合のみ記入		
持分割合		費用負担割合

2. 間接補助事業の収支決算

(1) 収 入

(単位：円)

項 目	金 額
自 己 資 金	
間接補助金充当額	
合 計	

(2) 支 出

(イ) 経費の内訳

(単位：円)

国名／合計	外国特許庁 への出願手 数料	現地代理人 費用	国内代理人 費用	翻訳費用	国別計／ 合計
	計画額				
	実績額				
	計画額				
	実績額				
外国出願経費 合計	計画額				
	実績額				
助成対象経費	計画額				
	流用額				
	流用後額				
	実績額				
間接補助金 充当額	交付決定額				
	実績額				

※国別の外国出願経費の内訳、内訳項目ごとの助成対象経費及び間接補助金充当額を記載。

(ロ) 支出相手方及び支出年月日

	支出相手方（弁理士等名）	支出年月日
国内		
現地		

※「現地」には、国内代理人からの支出相手方及び支出年月日を記載してください。

3. 外国における事業展開等に関する今後の予定

(注) 外国特許庁への出願に関する請求書や経費の支出根拠及び支払実績となる書類と、外国特許庁からの出願受理通知書等の出願受理に関する応答書類を添付すること。

(注) 共同出願の場合は、持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写しを添付すること（申請時に提出したものと変更等無ければ再提出は不要）。

様式第 7

平成 年 月 日

公益財団法人奈良県地域産業振興センター
理事長 荒井 正吾 様

間接補助事業者 住所
氏名 法人等にあつては名称
及び代表者の氏名 印

平成 2 6 年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金
(奈良県中小企業外国出願支援事業) 間接補助金
精算 (概算) 払請求書

中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領 (中小企業外国出願支援事業) 第 1 7 条第 2 項
の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 精算 (概算) 払請求金額 (算用数字を使用すること。)

_____ 円

2. 請求金額の算出内訳 (概算払の請求をするときに限る。)

3. 概算払を必要とする理由 (概算払の請求をするときに限る。)

4. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

(注) 概算払の請求をするときには、別紙「概算払請求内訳書」を添付すること。

様式第 8

平成 年 月 日

公益財団法人奈良県地域産業振興センター
理事長 荒井 正吾 様

間接補助事業者 住所
氏名 法人等にあつては名称
及び代表者の氏名 印

平成 2 6 年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業外国出願支援事業）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|--|---|
| 1. 間接補助金額（実施要領第 1 6 条第 1 項による額の確定額） | 円 |
| 2. 間接補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4. 間接補助金返還相当額（3. - 2.） | 円 |

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

平成 年 月 日

公益財団法人奈良県地域産業振興センター
理事長 荒井 正吾 様

間接補助事業者 住所
氏名 法人等にあつては名称
及び代表者の氏名 印

平成 26 年度奈良県中小企業知的財産活動支援事業費補助金
(中小企業外国出願支援事業) 間接補助金
外国特許庁への出願の査定結果報告書

中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領(中小企業外国出願支援事業)第 21 条の規定に基づき、外国特許庁への出願の査定結果について下記のとおり報告します。

記

1. 外国特許庁への出願内容等

発明の名称			
出願人			
外国特許庁への出願国名	外国特許庁への出願番号	外国特許庁への出願日	

※「出願人」の欄は、全ての出願人を明記してください。

※「発明の名称」の欄は、実用新案登録出願の場合には「考案の名称」に、意匠登録出願の場合には「意匠に係る物品」に、商標登録出願の場合には「商標登録を受けようとする商標」に、それぞれ変更して明記してください。

2. 外国特許庁の査定結果等

外国特許庁への出願国名	査定結果	特許番号又は拒絶理由等
	特許査定・拒絶査定	
	特許査定・拒絶査定	
	特許査定・拒絶査定	
外国における事業展開等の進捗状況		

※実用新案登録出願、意匠登録出願及び商標登録出願の場合には、「査定結果」の欄における「特許査定」は「登録査定」に、「特許番号(特許査定)」の欄は「登録番号(登録査定)」に、それぞれ変更して明記してください。